

平成 22 年度（第 44 回）北海道オープンゴルフ選手権競技

開催日：平成 22 年 9 月 1 日(水)～3 日(金)
会 場：ザ・ノースカントリーゴルフクラブ

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。(ゴルフ規則 186p 参照)

b. ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (C)1c』を適用する。(ゴルフ規則 186p 参照)

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。(ゴルフ規則 184p 参照)

5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則 187p 参照)

6. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. プレーのペースについて(ゴルフ規則 6-7 注 2)

各ホールプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特にトラブルもないのにこの時間より遅れた場合(アウトオブポジション)、ストロークに要する時間を個別に計測する。

(1)アウトオブポジションの定義

(a) あるホールプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、タイムパーに記載された時間をオーバーした場合

(b) 第 2 組以降の組では、前の組との間隔が 1 ホール以上(パー 4 のホールを基準)空いた場合

注:(a)(b)の両方にあてはまるときに、その組はアウトオブポジションとなる。

(2)アウトオブポジションとなった組に対する措置

ある組がアウトオブポジションとなった場合、競技委員は警告を与え、その組の各競技者のショットに要する時間を計測する。ただし、特別の事情があれば競技委員よりその組に対して前の組との間隔を縮めるように求めるが、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のショットに要する時間は計測しない。特別の事情とは例えばルーリング、紛失球などのトラブルをいう。

(3)ストロークするための許容時間

アウトオブポジションとなった後、遅れを取り戻すまでの全てショットの制限時間は「40 秒」とし、プレー時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。

ただし、パー 3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー 4 とパー 5 のホールにおいて第 2 打を最初にプレーする者、グリーン周辺やグリーンの上で最初にプレーする者のショットの制限時間は「50 秒」とする。制限時間をオーバータイム(タイムオーバー)した場合、プレーヤーは違反回数に応じて(4)の罰を受ける。

アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のタイムオーバーの回数は持ち越す。

(4)罰 則

タイムオーバー1回目－1罰打 / タイムオーバー2回目－2罰打 / タイムオーバー3回目－競技失格

8. プレーの中断と再開

(1)プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2)険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3)プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

9. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (C)9 移動』を適用する。(ゴルフ規則 192p 参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. No.7 ホールのグリーン手前にあるバンカー内の花壇は、土留め用木材(動かさない障害物)を除き、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球がある場合に限り、ゴルフ規則 25-1b(i)を適用するか、または最も近い指定ドロップ区域に罰無しにドロップし、プレーしなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

4. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

~~5. No.9 ホールにおいて、球が特別標示区域(矢印で左右を標示)を最後に横切ってラテラル・ウォーターハザード内に入ったことが分かっているか、ほぼ確実な場合、ゴルフ規則 26-1 を適用するか、または 1 打の罰を加え最も近い指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。~~

6. 排水溝は動かさない障害物とする。

7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

8. No.4 ホールとNo.5 ホールの間の人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は、その道路と同じ取り扱いとする。即ちそのような白線内の区域は修理地ではなく罰なしに規則24条2項b(i)の救済を受けることができる。

9. No.9 ホールのグリーン右側面を構築する土留め用木材ならびに階段(動かさない障害物)による障害が生じた場合、ゴルフ規則 24-2b を適用するか、または最も近い指定ドロップ区域に罰無しに球をドロップすることができる。

10. No.13 ホールの樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。

11. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。

(ゴルフ規則 173p 参照)

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。

2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

3. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚(25 球)を限度とする。

競技委員長 高橋 啓二郎